平成２６年（フ）第１６０２号
愛知県春日井市東野町２丁目９番地の12
破産者　株式会社栄幸建設
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４号
三重県尾鷲市中川８番１号
破産者　有限会社ユウト電器
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１５号
三重県松阪市山室町190番地100　リバティハイツ102
破産者　森下　和正
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４０８８号
大阪市中央区松屋町６番12号
破産者　株式会社セイコーコーポレートジャパン
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３３０号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目２番地１号
破産者　株式会社アドミン
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２０号
大阪市浪速区大国１丁目６番５号
破産者　株式会社シー・キュー・エス
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５４号
大阪市淀川区宮原２丁目12番14号
破産者　株式会社シティライフコーポレーション
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４６号
大阪市浪速区元町２丁目８番４号
破産者　株式会社プラス
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８０４号
大阪市北区菅栄町１番３号
破産者　株式会社ヒューマンサウンドグループ
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５２号
大阪市西区千代崎１丁目26番９号
破産者　オオガチェン興産株式会社
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５７号
大阪府枚方市村野本町14番33―15号
破産者　有限会社オーエス関西
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１０５号
大阪府豊中市南桜塚３丁目３番26の２号
破産者　こころ株式会社
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６４号
大阪府箕面市石丸３丁目20番６号
破産者　株式会社インカ
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６８号
堺市北区新金岡町５丁４番407号
破産者　株式会社グローバルナーサリー
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８９号
神戸市須磨区戎町３丁目５番15号
破産者　コンパス有限会社
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
福岡県筑紫野市大字永岡1021－２
破産者　株式会社ジェイネット
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９３号
鹿児島県鹿屋市古江町7267番地
破産者　有限会社住江丸
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
鹿児島県垂水市田神408番地
破産者　有限会社森永農機石油商会
1　決定年月日　平成27年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
最後の住所　岩手県花巻市西宮野目第６地割528番地
破産者　亡阿部一男相続財産
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１１４号
三重県四日市市十七軒町10番19号
破産者　株式会社オーエムホーム
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
三重県四日市市塩浜本町２丁目11番地
破産者　有限会社稲垣組
1　決定年月日　平成27年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係